

# 平成19年 第4回 帯広市行財政改革推進市民委員会

日 時 平成19年9月13日(木) 13時30分～

場 所 市役所 10F 第5B会議室

## 会議次第

- 1 開会
- 2 協議事項
  - ・行財政改革を推進するための基本的考え方
- 3 その他
- 4 閉会

# 新たな行財政改革に関する基本方針

平成19年9月

帯 広 市

# 目 次

．これまでの行財政改革の取組	．．．．．	1
． 新たな行財政改革の必要性	．．．．．	2
． 新たな行財政改革の基本的考え方	．．．．．	4
． 今後の実施計画の策定と実施期間	．．．．．	5

## ． これまでの行財政改革の取組

### 1． これまでの改革の取組

帯広市は、昭和 58 年に「帯広市行財政改革基本計画」を定め、事務事業、組織機構、職員定数の見直しなどをすすめて以来、時代の変化に適応しうる簡素で効率的な行財政体制を構築し、住民福祉の増進をはかるため、昭和 61 年に「帯広市行政改革大綱」、さらには平成 7 年に「帯広市行政改革推進計画」を定めるなど、行財政改革に取り組んできました。

また、平成 10 年には、長引く経済の低迷や少子高齢社会の到来、地方分権の動向など、自治体を取り巻く環境の変化に対応するためには、帯広市自らが「市民感覚を重視」し、「あらゆる面で体質の改善、強化をはかる必要がある」との基本認識に立って、「新しい行財政改革の推進に係わる基本方針」を定めました。

この基本方針に基づき、「第一次行財政改革」(平成 12 年度～平成 15 年度)、「第二次行財政改革」(平成 16 年度～平成 21 年度)に取り組み、時代に即した行政運営への転換や財政的課題への対応に努めてきております。

### 2． 第二次行財政改革の取組状況等

「第二次行財政改革」では、景気の低迷や地方財政制度改革を含む国の構造改革により市税や地方交付税などが減少する一方で、少子高齢社会の到来に伴う、扶助費をはじめとする義務的経費が増加し、財政の硬直化が一層進む厳しい財政環境の中で、人件費総額の抑制、電算処理業務やごみ収集業務などの民間委託、事務事業全体の点検評価をはじめとする 44 の実施項目について、改善・改革をすすめてきております。

これまで一部実施を含め、全ての実施項目について取組をすすめてきており、平成 19 年度までの 4 年間における財政効果額は累計で、94 億 5,615 万円と算定しており、計画における見込み額 104 億 4,700 万円に対して 90.5%の達成率となっております。

また、事務事業の見直しや外部委託の推進などにより職員定数の見直しをすすめた結果、平成 19 年度までの 4 年間で 133 人の職員を削減し、定員適正化計画の 4 年間の目標 95 人に対して 140%の達成率となり、行政のスリム化、財政の健全化に一定の成果を上げてきております。

## ． 新たな行財政改革の必要性

### 1 ．自治体を取り巻く環境の変化

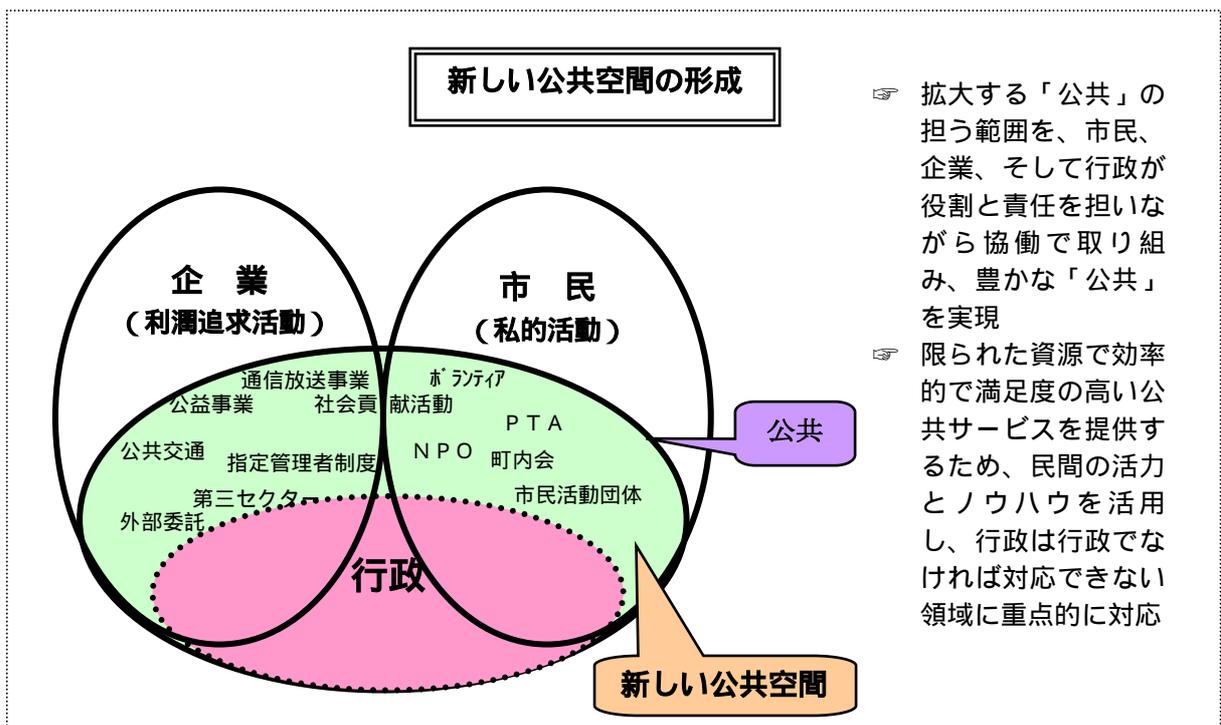
地方分権改革推進法の制定により分権改革のさらなる推進に向けた取組がすすめられる中で、自治体においては、より自主的・自律的な行財政運営に努め、市民ニーズに適切に応えることが求められております。

一方、社会の成熟化により市民の価値観やニーズは大きく変化し、行政需要も多様化、高度化するとともに、少子高齢社会の進展や男女共同参画社会の実現に向けた取組などによって、これまでは家庭などで対応していた子育てや介護などが、公共サービスとして求められてきております。

また、地域の防犯・防災など、安全で安心して生活できる空間の確保や、明るく住みよい地域づくりといった分野に対する市民の関心が高まりを見せるなど、「公共」の担う範囲が拡大してきております。

経済が成長を続け、人口も増加するなど、右肩上がりの時代にはこうした市民ニーズに対応することが可能でしたが、社会経済が成熟期を迎えた今、行政が従来と同様に対応し続けることは困難となってきております。

このような状況の中で、公共サービスを提供する意欲と能力を備えた市民活動団体や企業などの多様な主体により担われる「新しい公共空間」が形成されつつあり、また、指定管理者制度や公共サービス改革法など、行政が直接担ってきた公共サービスを民間が担う制度の導入がすすめられてきております。



## 2 . 新しい視点に立った行政運営の必要性

社会経済情勢の変化などに対応したきめ細やかで満足度の高い公共サービスを提供するためには、これまでの行政のスリム化、財政健全化といった取組だけでは限界があります。

公共に関することは全て行政主導で行おうとする従来型の行政運営から、行政のみならず、市民活動団体や企業などの多様な主体が、連携、協力しながら公共を担うことが大切になるなど、新しい視点に立った行政運営への転換が必要となっております。

これまで行政が直接担ってきた公共サービスや内部管理事務に関しても、サービスの質の維持・向上を前提として、民間活力を導入することにより効率化が図れるものは、市民の理解を得ながら見直しをすすめる必要があります。

また、市民ニーズや地域課題に的確に対応し、豊かな地域社会を実現するため、市民と行政が互いに役割を担い、協働の取組をすすめることが重要です。

そのために、行政はより分かりやすい情報提供などによる市民との情報の共有化や説明責任を果たすとともに、行政の担い手である職員の意識改革をはじめ、市民と行政との信頼関係をより高める取組を積極的にすすめる必要があります。

## ・新たな行財政改革の基本的考え方

### 1．新たな行財政改革の基本的考え方

自治体を取り巻く大きな時代の流れは、財政の健全化はもとより、行財政運営のあり方そのものに変革を迫っております。

「第二次行財政改革」における歳入・歳出両面からの財政健全化に向けた取組などは、行財政基盤の確立を図り、自立した行財政運営をすすめる上で大きな役割を果たしておりますことから、引き続き新たな行財政改革において取組をすすめます。

また、社会経済情勢の変化により、求められる「公共」の範囲が拡大し、市民活動団体や企業などの多様な主体が公共を担う「新しい公共空間」が形成されつつある中で、多様な主体と行政が役割を分担し、協働で拡大する「公共」に対応していかなければなりません。

さらに、これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行財政運営に活かすことがますます重要です。

このため、新たな行財政改革では、市民により満足度の高い公共サービスを効率的に提供することを前提に、民間に委ねることが適当なものについては、民間活力の導入をすすめるなど、多様化、高度化する行政需要に適切に対応し、自主・自律のまちづくりを着実にすすめます。

### 2．新たな行財政改革の展開方向

#### (1) 多様な主体による公共サービスの提供

市民が求める満足度の高い公共サービスを、行政のみならず市民活動団体や企業などの多様な主体により提供する体制の整備を図ります。

行政が担っている公共サービスについて、民間活力の導入・拡大をはかることで、より効率的で満足度の高い公共サービスの提供が可能と考えられるものについては、指定管理者制度、民間委託、公共サービス改革法の適用及び民間移行など、幅広い視野で見直しをすすめます。

また、民間活力を導入した公共サービスの提供を、市民が安心して安定的に受けることができるよう、行政としての責任を果たすための監視・指導体制の整備・充実をすすめます。

さらに、行政の内部管理事務に関しても、民間活力の導入について、可能性、優位性、課題などを含め、積極的な検討をすすめます。

## (2) 時代の変化に対応可能な「行政運営」の構築

地方分権改革の推進、少子高齢社会の進展、社会経済の成熟化など、時代が大きく変化する中、行政運営にあっては、地域課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまで以上に市民との連携・協働をはかるとともに、行政の責任領域の明確化や市民との適切な役割分担が重要となっており

ます。

そのため、市民と行政との情報の共有を一層すすめ、相互理解を深めながら、協力関係の確立に努めるとともに、市民活動団体や企業などの自主性・主体性を尊重しながら、協働の推進に向けた取組をすすめます。

さらに、帯広市が行う政策、施策については、市民の意向等も踏まえた評価を実施し、その結果を予算等に反映する、成果重視の行政評価システムの構築をすすめます。

また、行政の担い手である職員にあっては、政策形成や法務、協働をすすめるためのコーディネートをはじめとする様々な能力が求められるとともに、新たな時代における市民の目線に立った行政運営をすすめるための意識改革が必要です。

そのため、職員の意欲と能力の向上を積極的に図り、その成果を市民のために十分発揮できるような取組をすすめます。

## (3) 持続可能な「行財政基盤」の確立

少子高齢社会の進展や国の制度改革、さらには地域経済の動向などを踏まえ、経営的な視点を持って効率的な行財政運営をすすめるとともに、持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

また、第二次行財政改革推進の基本的視点である「財政構造改革」及び「効率的な行政運営」を基本に実施項目を整理し、取組をすすめます。

## ・今後の実施計画の策定と実施期間

### 1. 実施計画の策定

新しい行財政改革の取組にあたっては、実効性のある行財政改革の実現に向け、基本方針に基づき実施計画を策定します。

### 2. 実施期間

平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。

# 新たな行財政改革の展開方向

## 背景

- 少子高齢社会の進展などにより、子育てや介護をはじめ、「公共」の担う範囲が拡大
- 社会経済は成熟期を迎え、多様化、高度化する市民ニーズに対し、限られた財源や人材などをもって行政のみで対応することの限界
- 公共サービスを提供する意欲や能力を備えた市民活動団体や企業等の出現
- 指定管理者制度や公共サービス改革法等、公共サービスに民間活力導入推進の動向

## 基本的な考え方

- ❑ 限られた資源や人材で、増加する行政需要に対応するため、民間に委ねることが適当と判断されるものは、民間活力の導入をすすめる必要がある
- ❑ 社会経済情勢の変化等により拡大する「公共」に、市民、企業、行政等が役割を分担し協働で対応する必要がある
- ❑ 「第二次行財政改革」の財政健全化に向けた取り組み等、現在実施中の項目は、行財政基盤の確立を推進するため、引き続き取り組む必要がある

## 展開方向

### 多様な主体による公共サービスの提供

- ⊕ 行政のみならず、市民活動団体や企業などの多様な主体による公共サービスの提供を推進
- ⊕ 市の内部管理事務に関し、民間活力導入を積極的に検討
- ⊕ 民間活力を導入する公共サービス等に対し、行政の監視、指導體制の整備、充実 等

### 時代の変化に対応可能な「行政運営」の構築

- ⊕ 市民と行政の適切な役割分担による協働の推進
- ⊕ 市民と行政の情報共有の推進や市民活動の促進に向けた支援
- ⊕ 成果志向の行政評価の実施や職員の意識改革 等

### 持続可能な「行財政基盤」の確立

- ⊕ 経営的な視点で効率的な行財政運営を推進
- ⊕ 「第二次行財政改革」の基本的視点である「財政構造改革」及び「効率的な行政運営」の実施項目を整理し取組を推進等